

文 献

- 1) 大和田啓気編：アジアの土地改革、昭37、191頁。
- 2) アジア協会：アジアの外資導入受入体制、昭32、24～25頁。
- 3) 萩野敏雄：南洋材経済史論、昭36 17頁。
- 4) 家具マンスリー、昭37(9月)、10頁。
- 5) アジアの統計(Ⅱ)昭37、38頁。
- 6) 1955年度

ビルマの経済白書、23頁。7) 木材資源基礎調査報告書、昭36。8) 高山慶太郎：チークの話、昭18、133頁。

9) EAO : Special National Progress Report For Burma On Reconsideration Of Trends In Wood Supplies And Requirements for 1960—61、9頁。

35. 山村における婦人労働と生活構造に関する研究 (1)

— 課題と方法 —

九州大学農学部 瓜 生 恵 美 子

1. はじめに

昨年報告した¹⁾「山村農林業における婦人労働の位置」の中において、福岡県矢部村のA、B、2つの部落の報告を行なったが、この中で、2部落間において婦人労働の実態が大きく異なっていることを明らかにした。この原因はAの部落においては、焼畑を中心とする、自給畑作農業の、人工林への転化(部落有林野の分割一村外山林地主への集中)により、出稼賃労働を主体とする経済構造にかわり、婦人の労働も自給食糧の確保と、育林労働を中心とする賃労働者となっている。またB部落においては、小規模とはいえ、山林(主として人工林)の所有があり、耕作面積も比較的多く、山林からの所得と農業収入によって安定した生活を営み、婦人の労働も自家農業のみで賃労働はみられなかった。

この2つの部落の場合、婦人労働を量の面からみた場合大差はないが、その質的な面からみれば大きな差異があると思われる。

このことは、婦人労働や婦人の地位が、2つの部落の部落構造、とくに経済構造によって大きく規定されることを示している。

2. 研究の課題

一般に山村(部落)の林野利用および経済発展との関係によって、婦人労働の社会的な在り方に差を生じ、その発展過程によって婦人労働の質が変化してであろうと考えられる。

婦人の地位(主婦権)は、自然経済下においては、家族の衣食、すなわち糸をつむぎ、布を織り、着物として家族に与える主婦の労働、食にあっては、²⁾焼畑はもとより常畑でも主婦の支配下にあるという。まして

このような畑作労働につながる、加工、製粉などを含める毎食の世話など、婦人労働を通じて、家の家父長に対して平等、あるいはむしろ強かったのではないだろうか。

このように婦人労働を考える場合、山村(部落)の経済構造、社会構造の変化に対応して、どのように婦人労働が変化したかを論究することは、現在の時点にたつて、山村の婦人労働の問題を研究していく場合、欠くべからざる意味をもっている。

しかし、いままでの多くの山村の経済、社会構造の発展過程の研究においては、主として家と部落の関係に重点がおかれ婦人労働は家に包含された事項としてことさらに顧みられることはなかった。

また、部落と家との関係³⁾にしても、部落構造を地頭型、同族型、組結合型など諸類型化が行なわれ、成立過程との関係で分析がなされているが、部落と家との関係は、部落と家を代表する家父長との関係でしかとりあげられていないので、部落共同体における婦人集団の位置づけなど、明らかにする必要があると思われる。

山村の家族は一般に都市の家族とは異なり単なる扶養集団ではなく、生産集団としての機能を有するため生活面でも特殊性をもってくる。したがって生産を維持し発展させるための家父長制による統制力を強めることになる。その家父長制に対しては、家長型家族、無家長型家族⁴⁾の2つの基本的な類型化がされるなどの研究が行なわれている。しかし家父長と対比される主婦の地位については、「しゃくし渡し」「しゃもじ渡し」などのように、民俗学の立場からある程度明らかにされているが、経済構造、社会構造との関係については論究が行なわれていない。

3. 課題への接近方法

いままでの多くの著述、報告は、いろいろの立場から、つまり社会学者は社会学的に、民俗学者は民俗学的に分析を行なっているが、それぞれの立場とも、長所と欠陥があり、このため山村の実態が調査者の種々異なった観点からの分析にとどまり、山村の実態、特に婦人の地位、婦人労働の実態については明らかにされているとはいえない。

また、かつての報告で明らかにした「山村における家族構成の変化について」⁵⁾は、宮崎県諸塚村の事例から、「オンジ」「オンパ」を労働力とする自然経済下の焼畑労働から、商品経済に移った過程をみたが、家族構造のあり方は、経済発展に強く影響され、特に山村においては林野利用の発展のあり方に規制されると思われる。

したがって、本研究においては、林野利用と経済発展との関係から、婦人労働の変化を山村(部落)の社

会構造との関係において明らかにし、その類型化を行なって、山村における婦人の位置と生活構造との関係を究明したい。

いままでの著述、報告類を再検討するとともに、現地調査によって補って行きたいと考えている。

- 1) 瓜生恵美子：「山村農林業における婦人労働の位置」日本林学会九州支部講演集 21号. 1967.
- 2) 瀬川 清子：「婦人の仕事」(柳田国男編「山村生活の研究」昭13) P. 252.
- 3) 中尾 英俊：「村落構造」412頁(潮見俊隆編：「日本林業と山村社会」第3章第1節). 1962.
- 4) 黒木 三郎：「家族構造」461頁(" " 第2節) 1962.
- 5) 瓜生恵美子・赤羽 武：「山村における家族構成の変化について」日本林学会九州支部講演集18号1964.

36. 福岡県八女郡下の三森林組合による素材の共同販売について

九州大学農学部 村 瀬 房 之 助

1. 森林組合の素材共販は、昭和30年以降急速な発展を遂げた産地原木市売市場によって、その展開の素地が提供されたとみられるが、すでに現在では産地原木市売市場とともに素材の流通機構を合理化、近代化する目的をもって、徐々にではあるが前進を続けている。

組合共販は、構成する成員によってその形態が異なり、1つは県の連合会が主催するもの、すなわち系統共販、1つは単位組合で行なうもの、とに区分される。この通常的な区分に従えば、ここに取り上げた矢部村、黒木町、星野村の三森林組合による素材の共販はいささか特異な存在と認めることができる。

組合共販を考察するに当たって、その分析方法としては二つの視点がみられる。1つは素材の流通機構の中で占める共販の役割の検討、また1つは組合の素材生産事業における、生産から販売に至る全過程の終結、として促えることができる。この報告ではとくに後者の立場から、三組合による素材共販について若干の考察を行ないたい。

2. 三組合における素材の共販体制は、(1)組合の林産事業の一環として展開される受託生産販売、(2)組合の買取生産販売、(3)組合が素材業者から委託された素

材の、いわゆる受託販売、を基にして構成される。矢部村、黒木町森林組合では(1)から(3)まで全部みられるが、星野村では(2)が存在しない。しかも受託生産販売が本格的になったのは、八女木材共販所が昭和36年に三組合共同で開設されてからで、それ以前は三組合とも買取生産販売が主であった。

この共販体制の主核を形成する受託生産販売量を、三地域における全素材生産の中に位置づけると次の通りである。昭和41年における矢部村地域の全素材生産量は約1万9千 m^3 と推定されるが、同組合の生産量はその約7.6%にあたる1,458 m^3 で、黒木町全域では約1万6千 m^3 、そのうち組合は3,972 m^3 で約24.8%を示している。星野村地域は全体で約2万 m^3 、組合は約10.1%にあたる2,021 m^3 に達する。組合生産を除いた部分は村内外の素材業者によって分担される。

組合段階で共販の推進を阻害する諸条件は次の事柄に重点が置かれる。(1)あと10年ほど経過しないと戦後造林した林分が伐期令に達しない。したがって現在では組合の素材生産も少ない。(2)受託生産販売は税務関係が明白となり、組合員にあまり歓迎されない。(3)組合業務の40~50%が本来町村役場でなされるべきもので、仕事量の上にその負担が加重される。(4)組合員は